

令和8年度 柏崎常盤高等学校

生徒心得

1 一般心得

1. 自己の尊厳と価値を自覚し、自由と正義を愛し、常に自主自立の精神を養う。
2. 学習に努め、芸術を愛好し、進んで教養を高める。
3. 健康を増進し、明朗闊達な精神を養う。
4. 互いの人格を尊重し、友愛協調の精神によって、よりよい校風をつくる。

2 身だしなみについて

1. 制服として定めたものを着用する。
2. 制服として定めるもの
 - ・ジャケット：Ⅰ型（紺無地・左前合わせ）、Ⅱ型（チェック柄・右前合わせ）
 - ・スラックスまたはスカート
 - ・白色無地のワイシャツまたはブラウス
 - ・ネクタイ
 - ・（スカート着用時）黒または紺のソックス夏季（原則6月1日～9月30日）は以下の略装を可とする
 - ・スラックスまたはスカート
 - ・白色無地のワイシャツまたはブラウス
 - ・（スカート着用時）黒または紺のソックス
 - ・ネクタイは着用しなくてもよい
3. 細則
 - ① 制服の改造等は、絶対にしない。制服の改造等をした場合は、すぐに元に戻すか、新品を購入する。
 - ② ネクタイは、ワイシャツ・ブラウスの第1ボタンまでしめ、正しく着用する。
 - ③ ジャケットの下に着用するセーター、カーディガン、ベスト等は特に指定しないが、ジャケットの袖や裾からはみ出さないものとする。
 - ④ スカート丈は、膝丈とする。丈は上下に施すマークで確認する。
 - ⑤ 髪髪については、学校生活に適した髪型および生来の状態を基本とする。加工（パーマ、脱色、染色、付け毛等）は禁止する。
 - ⑥ 化粧やマニキュア、装飾品（ピアス、ネックレス、指輪、ブレスレット等）を身につけることは禁止する。
 - ⑦ 通学時は安全や天候等を考慮し、華美でない靴を履く。サンダル等での登校はしないこと。
 - ⑧ 健康状態等により、規定を守ることができない場合は事前に届けを出し、校長の許可を得る。

3 登校・下校

1. 登校時刻 8:30 完全下校 18:15
2. 登下校時は、制服を着用する。
3. 通学時は交通法規を厳守し、安全第一に行動する。万一事故が生じた場合は、直ちに家庭、警察、学校に連絡する。

4 校内生活

1. 遅刻・早退・欠席・欠課・忌引きなどの場合、できるだけ事前に担任に届け出る。
2. 学校が認める対外行事への参加や、進学又は就職のための受験等で授業を欠く時は、所定の手続きにより届け出る。
3. 登校後の日課時間内は無断で外出しない。やむを得ない場合は担任に申し出て許可を得る
4. 学校生活に必要なものおよび貴重品は学校に持ってこない。
5. 金銭等の貸し借り、おごったり、おごられたりは、トラブルの元になるのでしないこと。
6. 公共物、校内設備、備品等はすべて大切に扱う。破損した場合は担任に届け出て指示を受ける。
7. 校内施設（特別教室・グラウンド・体育館など）および運動用具やその他の器具等を使川する場合は担当職員の許可を得る。
8. 図書館は、「図書館の規定・運営」に従って利用する。
9. 携帯電話スマートフォンなどは、始業[8:30]から清掃終了[16:05]までは必ず電源を切り、カバンの中に入れておく。一切使用してはならない。
ただし、始業前および清掃終了後に、家族等と連絡をとる必要がある場合のみ、生徒玄関・1階中央廊下（自動販売機前廊下）での使用を認める。
10. 常に校内を清潔にし、整理整頓に努める。
11. 校内において発病、又はけがをした時は直ちに養護教諭または担任に連絡し、適宜処置を受ける。

5 校外生活

1. 校外においても本校生徒としての自覚を持って行動する。
2. 夜間の外出はひかえる。外泊は原則禁止とする。
3. アルバイトは禁止する。やむを得ない場合は、担任に相談し、校長の許可を得る。
4. 授業日に学校以外が主催する行事等に参加しようとするときは担任に届け、所定の手続きをとる。
5. 選挙運動、政治的活動については、関係する法律を遵守するとともに、本校生徒としての自覚を持って行うこと。

交通に関する規定

1. 自転車について

- (1) 自転車通学を希望するものは、誓約書を提出して指定のステッカーを購入し、所定の位置に貼る。
- (2) 自転車は常に点検し、整備する。点検箇所はベル、ライト、後部反射器、前幅、後輪、ブレーキ、施錠装置等である。必ず防犯登録をする。
- (3) 自転車で登校した時は、所定の自転車置き場に整頓して駐輪し、必ず施錠する。
- (4) 自転車は車両であることを自覚し、法規やマナーを遵守する。
- (5) 傘さし運転、2人乗り運転、並列運転、スマートフォン等を操作しながらの運転は絶対にしない。
- (6) 自転車を利用するものは、自転車賠償責任保険等に加入する。

2. 運転免許の取得について

- (1) 原動機付自転車（以下「原付」という。）運転免許の取得許可は2学年以降とする。ただし、原付通学は禁止とする。
- (2) 普通自動車の運転免許取得のための自動車学校等への入校は、3学年の冬休み以降とする。
- (3) 原付、普通自動車の運転免許を取得しようとする者は、あらかじめ所定の「取得届」を提出し、許可を得る。学業に支障があるときは許可しない。
- (4) 原付、普通自動車の運転免許を取得した際は、直ちに所定の「誓約書」を提出し、法律、規則等を厳守することを誓約する。
- (5) 自動二輪運転免許の取得は在学中禁止する。

3. 原付・普通自動車の運転について

- (1) 使用する原付は50cc以下とする。
- (2) 原付乗車中は必ずフルフェイスのヘルメットを着用する。
- (3) 原付の2人乗りはしない。
- (4) 原付の貸し借りはしない。
- (5) 無免許運転はしない。
- (6) 普通自動車運転免許を取得した場合でも、卒業までは保護者が同乗しなければ運転してはならない。
- (7) 保安基準（道路運送車両法）に合致するよう、常に点検し整備する。部品の改造や変形は絶対にしない。
- (8) 損害賠償責任保険（強制保険）及び任意保険に必ず加入する。
- (9) 交通事故、交通違反を起こした時、被害にあった時は直ちに警察と学校に届け出る。

アルバイトについて

アルバイトは禁止する。やむを得ない場合は、担任に相談し校長の許可を得る。

＊ 生徒手帳（生徒心得）より抜粋

申し合わせ事項

1. アルバイト期間は原則として長期休業中とし、保護者等とよく相談し、学業に支障のないよう計画する。
2. 原則6日間以上、連続して勤務してはならない。
3. 登校しなければならない時間帯にアルバイトをしてはならない。また、学業よりアルバイトを優先してはならない。
4. 考査期間1週間前及び考査期間はアルバイトをしてはならない。
5. 午後8時以降の勤務及び泊まり込みの勤務はしてはならない。
6. 法律・条例等で禁止されている業務や風紀上好ましくない場所でのアルバイトは禁止する。また、柏崎地区生活指導連絡協議会の申し合わせ事項により、禁止している業務も行ってはならない。

柏崎地区高等学校「生活指導申し合わせ事項」＜アルバイト＞

なるべくしないように指導しています。やむを得ない事情がある場合は、クラス担任と保護者等との話し合いの上で許可しています。特に長期休業中のアルバイトについては、下記のように指導しています。

- (1) 危険を伴う仕事（ボート番、水泳監視員、土木工事、バイク等に乗っての勤務など）、高校生が出入りを禁止されている所での仕事は禁止しています。
- (2) 勤務日数は、学業に差し支えない範囲内（概ね休業期間の半分）とします。
- (3) 夜間の勤務、泊り込みの勤務は禁止しています。

＜アルバイトをする場合は、次のことを厳守してください＞

- (1) 高校生のアルバイトは、保護者等と雇用者の責任においてなされるべきものです。保護者等が雇用者と会って、仕事の内容・条件が、労働基準法や新潟県青少年健全育成条例、「柏崎地区高等学校申し合わせ」に合致しているかを十分に確かめた上で契約し、指導・監督してください。
- (2) アルバイトをさせる時は、「アルバイト許可願」に必要事項を記入・押印の上、事前に必ず担任に提出してください。
- (3) 保護者は、学業はもちろん学校生活全般に支障をきたさないように指導・監督してください。成績が著しく下がる場合や、学校生活全般に支障をきたすような場合は、本人の高校生活のために、アルバイトを中止させる場合があります。

※ 無断アルバイト等、上記規定を守れない場合は、指導の対象となります。

自動車学校等への入校について（申し合わせ事項）

＜生徒手帳＞ 交通に関する規定 2. 運転免許の取得について

- (2) 普通自動車の運転免許取得のための自動車学校等への入校は、3学年の冬休み以降とする。
- (3) 原付、普通自動車の運転免許を取得しようとする者は、あらかじめ所定の「取得届」を提出し、許可を得る。学業に支障があるときは許可しない。

新3年生の皆さんの中に、卒業後の生活に向けて、普通自動車運転免許を取得したいと考えている人がいると思いますが、上記規定の通り、自動車学校等への入校は、3学年の冬休み以降となっています。

また、1・2学期通算の総合成績で不振(赤点)がある場合は、入校を許可していません。

注1 「学業に支障があるとき」…1・2学期通算の総合成績で赤点科目がある場合を指します。通知表には、1学期成績と2学期成績しか記載されませんが、3年生に限り、1・2学期通算の総合成績をつけています。総合成績に1科目でも赤点がつく場合は、卒業に向け学業に専念する必要があるため、自動車学校等への入校を許可しません。なお、この総合成績は、12月末の成績会議で確定します。取得届を出せるかは、それ以降に担任に確認してください。

注2 大学入学共通テストを受験する生徒は共通テストが終わってから、その他進路が決定していない生徒は、まず受験・進路決定が優先ですので、自動車学校等への入校は進路が決定してからの許可となります。

注3 授業を欠いて自動車学校等に通ってははいけません。

注4 自宅学習期間中は、放課後の時間に通ってください。

注5 上記規定を守れない場合は、指導の対象となります。